

信州ネット太陽光発電保守点検事業者登録制度（信州ソーラーパトロール）

実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、長野県内において太陽光発電の長期安定的な発電の継続に向けたサポート体制を構築することを目的に、一般社団法人自然エネルギー信州ネット（以下「信州ネット」という）が定める要件を満たす太陽光発電保守点検事業者を登録し、インターネットなどで公表するデータベース（以下「データベース」という）を作成することによって、地域エネルギー事業者をサポートすることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「太陽光発電保守点検事業者」とは、発電事業者等の依頼により、太陽光発電設備の保守点検業務を行う事業者であつて、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

（登録の申請）

第3条 太陽光発電保守点検事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、太陽光発電保守点検事業者登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、信州ネットに提出する。

（登録）

第4条 信州ネットは、登録申請者が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、太陽光発電保守点検登録事業者（以下「登録事業者」という。）として登録する。ただし、必要に応じ、信州ネットは、登録申請者との面接を実施できるものとする。この場合、登録に係る旅費等の費用は、登録申請者の負担とする。

- (1) 長野県内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること
- (2) 電気工事業に関わる事業を行うものは、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）（以下「電気工事業法」という。）第3条第1項、第17条の2第1項又は第34条第4項若しくは第5項の規定による登録等をしていること
- (3) 太陽光発電設備の保守点検業務に係る契約実績を有すること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 本制度による登録を取り消され、又は電気工事業法その他関係法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過しない者

ウ 様式第1号の記載に故意の過ちがある、データベースの利用者からのクレームが多い、登録事業者の責務を行っていないなど、長野県や信州ネットが登録事業者として不相当と認める者

（登録事業者の責務）

第5条 登録事業者は、電気工事業法その他関係法令の遵守の下、太陽光発電設備の保守点検業務を適切に行う。

2 登録事業者は、保守点検業務に係る契約状況について、太陽光発電保守点検業務状況報告書（様式第2号）により、毎年5月末日までに信州ネットに報告する。

3 登録者は、データベースを利用して、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の登録者又は第三者を誹謗し、又は中傷する行為
- (4) 他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動、又はこれに類似する行為
- (6) データベースの運営を妨害する行為
- (7) その他信州ネットが不相当と判断する行為

（登録事項の変更）

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じた場合は、太陽光発電保守点検事業者登録事項変更届（様式第3号）を信州ネットに提出する。

（登録期間）

第7条 登録の有効期間は、第3条に規定する通知が到着した日の属する年度を第1年度とする第5年度の末日までとする。

(登録の廃止)

第8条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、太陽光発電保守点検事業者登録廃止届(様式第4号)を信州ネットに提出する。

- (1) 第2条に規定する保守点検業務を行わなくなったとき
- (2) 第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- (3) 登録を辞退しようとするとき

(登録の取消)

第9条 信州ネットは、登録事業者が前条第1号又は第2号に該当することが判明した場合、又は不正の手段により登録を受けたことが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

(登録事業者の公表)

第10条 信州ネットは、登録事業者をホームページ上で公表し、発電事業者等への広報を図る。なお、登録事業者が書面で公表を望まない特定事項があれば、信州ネットは可能な限り考慮するものとする。

(免責)

第11条 信州ネットは、登録事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、発電事業者等との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わない。

第12条 データベースは、太陽光発電の長期安定的な発電の継続に向けたサポート体制を構築することを目的にしており、特定の事業者や専門家等の推薦・あっせん等を行うものではない。データベースの利用者が責任をもって登録事業者を選定し、信州ネットはそれに起因する損害に対して一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、2018年1月24日から施行する。

様式 第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号はそれぞれ該当するインターネット上の記入ページも含む。